

## 注 意 事 項

入園にあたり、次に掲げる事項について遵守いただき、皆さんで気持ちよくご利用いただきますようお願いいたします。

なお、入園許可期間内であっても諸般の事情により、廃園とする場合があります。

- 1 1世帯につき、1区画です。許可された区画以外は、通路を含めて耕作しないでください。また、許可された区画内であっても、農具や肥料を置くためなどの倉庫などを設置することはできません。なお、無断で貸し借りをするなど不正利用と認められた場合には、直ちに返還していただきます。
- 2 農園から出るゴミや作物のくずは、通路や隣接地、道路には絶対に置かないようにし、各自で責任をもって持ち帰ってください。
- 3 水道は手洗い用ですので農作物への水やりには使用しないでください。
- 4 日の出前、日没後の耕作や作業を行わないでください。特に午前7時までは静かにしてください。また、昼間であっても大声で談笑したりして近隣の迷惑とならないようにしてください。
- 5 駐車場がありませんので、自動車でのご利用はご遠慮ください。また、自転車、手押し車などについても、交通の妨げや近隣の迷惑にならないよう、整理して置くようにしてください。
- 6 悪臭を発生させる肥料や不衛生な肥料等を農園内で作ったり、使用したりしないでください。
- 7 枯れ葉・敷きわら、散布中の農薬などが風などで飛散しないようにしてください。
- 8 収穫後の枯れ葉、枯れ木の処理や裁断など理由のいかんを問わず、たき火など火気の使用を禁止します。
- 9 その他近隣の迷惑にならないよう十分ご注意ください。
- 10 耕作できなくなった場合には、今治市社会福祉協議会へ届け出てください。入園の権利は他の人に譲ることはできません。すみやかに作物や耕作のために持ち込んだ物等の撤去・除草・整地のうえ、返還してください。期間満了に伴う退園の場合も同様に、次の方が気持ちよく使えるような状態で返還してください。  
ただし、同一世帯に耕作可能な65歳以上の親族が居る場合には、入園者の変更手続をしていただき、認められれば引き続きご利用いただけます。

※ 以上のことを守られない方は、耕作をご遠慮していただく場合があります。また、農園内に放置された不用と思われる物品（散水用ホースなど）につきましては、市の方で処分させていただく場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ・連絡先

今治市社会福祉協議会総務調整課 電話 22-6018（直通）